

第1章 総則

第1条 名称及び所在地

本倶楽部の名称は（湯治倶楽部）（以下「本倶楽部」という。）といい、その所在地は神戸市北区有馬町池の尻 292-2（太閤の湯）内におきます。

第2条 運営

本倶楽部の運営、管理は株式会社有馬ビューホテル（以下「弊社」という。）が行います。

第3条 目的

本倶楽部は、天然温泉の利用機会を増やすことを通して会員様の心身の健康維持・増進、基礎体力向上を図ると共に、地域社会に貢献することを目的とします。

第2章 会員

第4条 会員

本倶楽部は会員制とし、次の会員種をおきます

平日会員・・・個人を対象とし、記名式とします。

全日会員・・・個人を対象とし、記名式とします。

第5条 施設の利用

本倶楽部の会員（以下「会員」という。）は、本倶楽部が別に定める時間及び料金にて、「太閤の湯」における屋内大浴場、露天大浴場、（全ての岩盤浴を除く）それらに付帯する施設（以下「本施設」という。）を利用することができます。タオル・バスタオル・館内着は有料で利用できる。

第6条 入会資格

本倶楽部への入会資格は次のとおりとします。なお、原則本倶楽部への入会は現会員等からの紹介を要するものとします。

- (1)本倶楽部の目的に賛同し、本規約及びその他諸規則を遵守できる方。
- (2)健康状態に異常がなく、医師から運動や入浴を禁止されていない方。
- (3)自らの責任のもとにおいて、自己の健康管理のできる方。
- (4)暴力団、反社会的勢力関係でない方。
- (5)イレズミ(ファッションタワーを含む)のない方。
- (6)高校生を除く満18歳以上の方、未成年の方のご入会に際しては、本倶楽部所定の書面により、保護者の同意を要します。また、この場合、保護者は会員様ご本人が負うべき責任を連帯して負うものとします。
- (7)過去に本倶楽部から除名等の処分を受けていない方。
- (8)本倶楽部独自の審査により、入会資格が認められた方。

第7条 入会手続き

- (1)本倶楽部への入会を希望する方は本倶楽部所定の入会申請書に、必要事項記入、捺印の

上、顔写真を添えて申し込むものとします。

(2)入会申し込みの際し、入会申請書とは別に下記の書類を提出いただきます。

誓約書(本倶楽部所定)

本人確認をできる公約書類

(3)本条第2号における提出物受領後、本倶楽部独自の審査により、入会を承認された方には、入会手数料及び初年度の会費を請求させていただきます。

(4)本条第1号から第3号の手続きを得た後、入会が確認できた方は、本倶楽部の会員として登録されます。

第8条 会員証

(1)本倶楽部の会員に対し、1名あたり1枚の会員証を発行します。

(2)会員が本施設を利用する際、もしくは本倶楽部並びに弊社のサービスや特典を受ける場合は、その都度会員証をご提示いただきます。

(3)会員証を第三者に貸与することはできません。

(4)会員証を紛失した場合には、速やかに本倶楽部届け出た上、再発行の手続きを行わなければなりません。その際の再発行に係る手数料3000円(税別)については会員本人の負担となります。

(5)会員資格を喪失した場合には、直ちに本倶楽部へ会員証を返還しなければなりません。

第9条 入会手数料

本倶楽部独自の審査により、入会を承認された方は、会員規約第11条に規定する入会手数料を支払わなければなりません。一旦支払われた入会手数料に関しては、いかなる理由においても一切返金いたしません。

第10条 年会費

本クラブの会費は年会費とし、本倶楽部指定の方法で前納いただくものとします。

第11条 諸費用

(1)本倶楽部の入会・更新事務手数料及び年会費は次のとおりとします。

会員種別	入会事務手数料(税別)	更新事務手数料(税別)	年会費(税別)
平日会員	20,000円/名	10,000円/名	41,260円/名
全日会員	20,000円/名	10,000円/名	112,600円/名

注1)入湯税75円は都度必要とする。

注2)タオル・バスタオル・館内着セット貸出し300円(税別)とする。

(2)年会費における年度は各月1日からとします。月途中での入会においても当該月1日からの入会とし、日割りはいたしません。

(3)上記の金額は、事前の通知なく変更する場合がございます。

第12条 各種登録事項の変更

各種登録事項(住所、連絡先)に変更がある場合は速さかにお申し出ください。その際、弊

社所定の用紙に必要事項記入捺印の上ご提出いただきます。

第13条 資格の停止及び除名

会員が次の各号の1つに該当すると本倶楽部が認めた場合、会員資格の一時停止、または除名する場合があります。資格停止の期間または除名された後は会員として、その一切の権利を停止、または失うこととなります。

- (1) 本施設、または備品等を故意に毀損したとき。
- (2) 他の会員や利用者に対し、著しい危害を加えたと本倶楽部が認めたとき。
- (3) 本規約、及びその他の諸規則に違反し、その戒告に対し改善が認められないとき。
- (4) 本倶楽部、または弊社の名誉、信用を毀損したとき。
- (5) 本倶楽部、または本施設の秩序を乱したとき。
- (6) 本倶楽部が、第6条における会員資格を満たしていないと認めたとき。

第14条 退会

- (1) 本倶楽部は年会費制により、年度途中での退会はできません。

第15条 会員資格の喪失

会員は、次の場合本倶楽部の会員資格を喪失、その一切の権利を失います。なお、会員が年度途中で資格を喪失した場合、年会費の返金、又は分割による会費支払い額の減免はいたしません。

- (1) 退会届が提出され、その手続きが完了したとき。
- (2) 除名のとき。
- (3) 死亡のとき。

第16条 会員資格の名義変更、譲渡等

会員の資格について、他者への名義変更及び譲渡はできません。また、本倶楽部の会員資格を担保に供することできません。

第17条 会員の責任

本施設の利用及び本倶楽部のサービスや特典を受ける場合の、自己及び自己の所有物については、自らの責任のもと管理するものとし、万が一発生した盗難、傷害、その他の事故等につきましても、本倶楽部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本倶楽部は一切の賠償責任を負わないものとします。

第18条 諸規則の遵守

会員は本施設の利用及び本倶楽部のサービスや特典を受ける場合、本規約及びその他諸規則を遵守し、本倶楽部スタッフの指示に従わなければなりません。

第19条 廃止・閉鎖・休業

次の各号に該当するとき、本倶楽部の運営、及び本施設の全部または一部を廃止、もしくは休業することができます。ただし、本倶楽部を廃止する場合を除き、これにより会員の会費

支払義務を軽減することや、免除することはありません。なお、予め計画されている場合は、規則として1ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。

- (1) 自然災害、その他外的事由により、運営、閉館が不可能と判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ないとき。
- (3) 本施設の休館日。
- (4) その他重大な事由によりやむを得ないとき。

第21条 個人情報についての取り扱い

1.利用目的

- (1) 本倶楽部の運営に関わるサービスや商品の提供をするため。
- (2) 顧客の動向調査、分析及び商品の改良や新商品の開発のため。
- (3) 本倶楽部または弊社の商品、情報、サービスに関連した情報をご案内するため。

2.個人情報の利用

本施設が会員の個人情報を利用するにあたっては、利用目的の範囲内でのみ使用することとし、その目的の範囲を超えた利用はいたしません。

3.第三者提供の制限

本施設は予め会員からの承諾を得ている場合、もしくは法令による場合を除き、会員の個人情報を会員の承諾なく第三者に提供、開示いたしません。

4.個人情報の開示、訂正、削除等

本倶楽部がお預かりする会員の個人情報に関して、会員の個人情報の確認訂正等をご希望される場合には、合法的かつ必要な範囲内において速やかに対応させていただきます。なお、各種手続きに際しては、ご本人であることを確認させていただく場合がございますのでご了承ください。

5.利用の停止及び第三者提供停止のお申し出

第1項の(4)の本倶楽部または弊社から送付いたしますご案内の停止を行うことができます。

6.個人情報に関する内容につきましては下記までお問い合わせください。

有馬温泉太閤の湯 湯治倶楽部

〒651-1401 神戸市北区有馬町池の尻 292-2

TEL 078-904-3117 FAX 078-904-0993

第22条 細則

本規約に定めのない事項については、別途細則に定めます。

第23条 改正

本会員規約の改正は、本倶楽部の定めるところによるものとし、その改正の効力はすべての会員に及ぶものとします。